

【標準町村議会会議規則】

最終改正 令和3年2月9日

目次

- 第一章 総則（第一条—第十三条）
- 第二章 議案及び動議（第十四条—第二十条）
- 第三章 議事日程（第二十一条—第二十五条）
- 第四章 選挙（第二十六条—第三十五条）
- 第五章 議事（第三十六条—第四十九条）
- 第六章 発言（第五十条—第六十四条）
- 第七章 委員会（第六十五条—第七十七条）
- 第八章 表決（第七十八条—第八十八条）
- 第九章 請願（第八十九条—第九十五条）
- 第十章 秘密会（第九十六条・第九十七条）
- 第十一章 辞職及び資格の決定（第九十八条—第一百一条）
- 第十二章 規律（第一百二条—第一百九条）
- 第十三章 懲罰（第一百十条—第一百十六条）
- 第十四章 公聴会（第一百七条—第一百二十二条）
- 第十五章 参考人（第一百二十三条）
- 第十六章 会議録（第一百二十四条—第一百二十七条）
- 第十七章 全員協議会（第一百二十八条）
- 第十八章 議員の派遣（第一百二十九条）
- 第十九章 補則（第一百三十条）

附則

第一章 総則

（参集）

第一条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その

（中略）

(離席)

第二百五条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第二百六条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第二百七条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第二百八条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

(議長の秩序保持権)

第二百九条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第十三章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第三百十条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第九十七条((秘密の保持))第二項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第三百十一条 懲罰については、議会は、第三十九条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第一項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

(参考)

(懲罰の審査)

第三百十一条 懲罰については、議会は、第三十九条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第一百十二条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第一百十三条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第一百十四条 出席停止は、〇日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第一百十五条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第一百十六条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第十四章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第一百十七条 議会が、法第一百十五条の二第一項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があつたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第一百十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第一百十九条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及び